

報告第 8 号

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道 建 設 負 担 金	流域下水道 建設負担金	円 42,787,000	円 18,041,000	円 11,259,000	円 0	円 11,100,000	円 159,000	円 13,487,000	円 0	茨城県流域下水道事業の人 孔更生工事において、能登 半島地震の影響により、資 材の入手及び特殊作業員の 確保が困難なことによる。